



Stop Slow Smart
交通安全スリーS運動



車も自転車も

ピタッと止まって事故を防ぐ

歩行者ファースト

自転車も
歩行者優先!



前見て
周り見て

**歩きスマホは
危険です**

横断中も周囲の
安全を確認

**急いでもいい、
ゆとり運転。
歩行者を見たら減速。**

夏の交通安全県民運動 7/11(土)~20(月)

毎月 10日、20日、30日は、交通事故死ゼロの日

運動重点

- 歩行者の安全な交通行動の実践及び安全確保
- 自転車等の交通ルールへの遵守及びヘルメット着用の徹底
- 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶





ハンド・アップ運動を推進中！



ハンド・アップ運動とは

「歩行者が横断時に、ドライバーと意思疎通を図る横断方法」として愛知県が提唱しているものです。

歩行者は…

左右を確認、ハンド・アップをして横断する意思を伝えよう！

横断中も車がきていないか確認しよう！

停止したドライバーに感謝の気持ちを伝えよう！



ドライバーは…

道路上のダイヤモンドマークを見つけたら、スピードを落として走行しよう！

横断中、又は横断しようとする歩行者・自転車を見掛けたら、必ず横断歩道等の手前で止まろう！

ご存じですか？



自転車運転中の罰則



2026年4月1日から道路交通法が一部改正され、16歳以上を対象に自転車の交通反則通告制度（青切符）が導入されましたが、酒酔い運転や酒気帯び運転などの重大な違反は、刑事処分の対象となります。

自転車の酒気帯び運転及び幫助について



運転者、車両提供者

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

同乗者、酒類提供者

2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

自転車の運転中における携帯電話使用等について



交通事故を発生させるなど交通の危険を生じさせた場合

1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

上記以外で、手で携帯電話等を保持して、通話や表示された画像を注視した場合

6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金